尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた
保健指導及び未利用勧奨業務　仕様書

1　委託業務の名称

尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導及び未利用勧奨業務

2　業務概要

厚生労働省が示す「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）に基づき、特定健康診査の結果、特定保健指導の対象者となった者に対する保健指導（以下「特定保健指導」という。）を行うこと。また、委託者の指定する対象者へ特定保健指導の利用勧奨を行うこと。

なお、委託業務遂行にあたっては、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和６年度版】（令和６年４月厚生労働省健康局）」と「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.2 版）（2024 年 3 月厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室）」（以下、「第 4.2 版 手引き」という。）、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q&A 等に準拠して実施するとともに、委託者と協議し進める。

また、ICT の活用や未利用勧奨により特定保健指導完了率を向上させ、対象者の特性やニーズに応じた効果的な特定保健指導を実施するものとする。

3　実施目標

委託者は、令和 10 年度の特定保健指導完了率 44%を目指して令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までを業務期間として業務委託を行い、本委託業務実施においてその目標達成に向けた企画提案を求める。詳細は「尼崎市国民健康保険特定健康診査等第 4 期実施計画」を参照すること。

4　対象者

尼崎市国民健康保険被保険者で特定健康診査を受診した者のうち、動機付け支援及び積極的支援の対象者に該当し、委託者が作成する対象者一覧にて指定した者。

図：委託の流れ

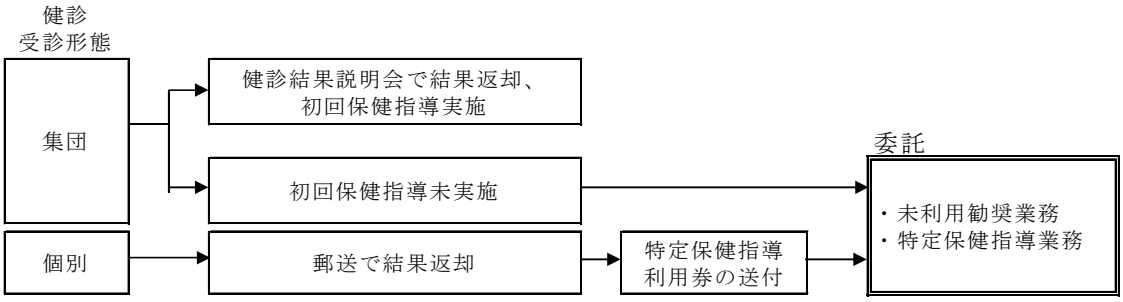

表：令和6年度特定保健指導該当者数（参考）

		内訳	
		集団健診（初回保健指導未実施）	個別健診
動機付け支援	819	132	687
積極的支援	335	87	248
計	1154	219	935

5　業務期間

令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの間を業務期間とし、年度毎の単年度契約とする。

6　実施期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

7　契約種別

１件あたりの単価契約とする。

なお、単価は小数点以下第２位（銭単位）まで記入可能とする。

8　業務内容

⑴　スケジュールの作成

特定保健指導全般の企画や、年間スケジュールを事前打ち合わせの後、任意の書式で作成し、特定保健指導事業計画書として市に提出すること。

なお、同計画の作成にあたり、委託者が作成した対象者一覧を受託者が受理後１ヶ月以内を基本と考え、効率的に特定保健指導の利用勧奨及び支援開始ができるようにスケジュールを作成すること。

⑵　特定保健指導業務

ア　実施場所

対象者の利便性や実効性をふまえて企画すること。

・対象者の自宅

・保健所、出先機関等公共機関及び民間の施設等、委託者が指定する施設

・受託者が準備する会場

・その他、別途双方協議のもと定めた会場

受託者が準備する会場については、事前に委託者と協議した上で定めることとし、諸手続き等は全て受託者が行うこと。

なお、対象者自らが支払いをする可能性のある場所（喫茶店、飲食店や会場使用料等自己負担金が発生する場所など）は、本人の了承があっても使用できないものとする。

イ　実施方法

（ア）　個別計画の作成

対象者の保健指導にあたっては、以下の健診結果を記載した帳票に基づいて個別の保健指導計画を作成し、進捗管理を行う。なお、作成にあたっては対象者の個別性や利便性を

考慮し、面接（対面、ICT の活用による遠隔）や訪問、電話、メールなどの支援形態を選択すること。

【健診結果を記載した帳票】

・健康診査受診結果通知表（別添 1）

・尼崎市健診結果構造図（別添 2）

・脂質管理目標値（別添 3）

・心電図及び眼底検査 健診結果通知表（別添 4）

（イ） 使用する資料

特定保健指導に使用する資料は、委託者と協議した上で使用すること。

（ウ） 具体的な支援内容

支援実施にあたっては「標準的な健診・保健指導プログラム【令和６年度版】」にうたわれる実施方法に合致したものとする。同第３編保健指導　第３章保健指導の実施３－７特定保健指導における情報提供・保健指導の実施内容」の要件を満たす内容とし、特定保健指導の対象者に合った支援形態を選択すること。初回面接の支援形態は、対面が望ましいが、「３　実施目標」に掲げる目標を達成し得るのであれば、対象者が希望する場合は遠隔面接を活用する。遠隔面接を行う場合は、必要となる環境については受託者が用意し、接続に関するサポートも受託者が対応する。

なお、保健指導の実施日時を調整することも含めて受託者が行うものとする。

ウ　保健指導を中断した場合の取り扱い

（ア） 途中脱落の場合

積極的支援の途中で、実施予定日に利用がなく、代替日の設定がない、あるいは代替日も欠席する等の状態で、最終実施日から未利用のまま 2 ヶ月を経過した時点で、対象者に対し、脱落者であると認定する旨（脱落認定）を通知すること。

脱落認定の通知後 2 週間以内に対象者から再開依頼がない限り、自動的に脱落・終了と確定し、実施完了している支援内容について記載した特定保健指導実施報告書を委託者に提出すること。報告書には「途中終了」と明記すること。ただし、脱落認定日以降に対象者から再開依頼があった場合は、委託者に連絡をした上でその対応にあたること。

（イ） 医療保険が変わる場合（資格喪失）

特定保健指導対象者（利用者）が資格喪失したことが明らかとなった場合、委託者は受託者及び特定保健指導対象者（利用者）に対し、資格喪失による利用停止及びその日付を通知し、その通知を受け取った受託者は保健指導の利用終了として、実施完了している支援内容について記載した特定保健指導実施報告書を委託者に提出すること。報告書には「途中終了」と明記すること。

⑶ 未利用勧奨業務

「４　対象者」に電話、文書による効果的な利用勧奨を行う。実施状況一覧表を作成し利用勧奨の進捗管理を行う。実施状況一覧表は任意の様式とするが、委託者と協議したうえで作成し月 1 回は委託者に提出する。

利用勧奨に関する苦情等は原則として受託者で対応し、委託者へ速やかに報告すること。

ア　電話

（ア） 架電は、対象者の健診結果や現在の健康状態を確認したうえで、生活習慣病予防と特定

保健指導利用の必要性を説明できるように専門的知識及び技術を有する者（「第 4.2 版 手引き」の 2.特定保健指導 2-9-1 実施者）が行う。

（イ） 不在、通話中の場合は実施日時を変更し最大 3 回まで架電する。

（ウ） 特定保健指導を利用しない場合は、可能な限り理由を聞き取り、対象者本人の同意を得て委託者へ報告する。

（エ） 対象者本人に直接利用勧奨できた場合のみ利用勧奨実績に計上する。不在、番号相違、不通、留守番電話や本人以外の在宅者等にメッセージを残す場合は実績に計上しない。

イ 文書

受託者は対象者の特性に応じた特定保健指導利用勧奨チラシを委託者と協議したうえで作成し、封書で発送する。

9 実施結果報告

⑴ 受託者は、特定保健指導業務については別表に定める報告時期に、その実施結果を取りまとめ、特定保健指導実施報告書（別添 5 もしくは同等の内容が記載されたもの）及び電子データ等を委託者の指定する様式で報告すること。また、未利用勧奨業務について、実施状況一覧表を電子データで報告すること。

個別健診受診者の場合、初回保健指導終了後に特定保健指導利用券を添えて報告すること。

報告は、実施月毎に実施者数、実施者の氏名、実施日、実施項目を取りまとめ、実施月の翌月末までに委託者に報告すること。委託者はその報告内容を確認し、その確認の終了をもって業務の完了とする。

⑵ 特定保健指導事業計画書に基づき、業務の進捗状況等について委託者に報告すること。報告内容は次のとおりとする。

ア 報告時点での業務の進捗状況について

イ 特定保健指導の実施効果、肥満や生活習慣の改善状況

ウ 現状の分析及び課題について

エ ア、イ、ウを踏まえた、特定保健指導完了率向上に向けた対策について

上記報告内容に基づき、特定保健指導完了率向上に向けて効果的な手法を検討し、双方協議のもと実施すること。

10 支払方法

⑴ 受託者は、前項の規定に基づき結果報告を行った後、当該業務にかかる経費として別途定める契約額から別表の基準にて算出される額に「9 実施結果報告 ⑴」で報告のあった件数をかけ、消費税および地方消費税を加えた額を委託者に請求すること。一円未満は切り捨てとする。

なお、算出される額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により 1 円単位とする。

⑵ 委託者は、業務の完了後、適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から 30 日以内に、委託者が指定する方法で受託者に委託料を支払うものとする。

⑶ この契約において、消費税法及び地方税法の改正により消費税法第 29 条に規定する税率又は地方税法第 72 条の 83 に規定する税率（以下「消費税率」という。）が変更された場合、消費税率変更後に実施した特定保健指導に係る委託料は変更後の消費税率を適用して計算する。

11　請求の範囲

⑴　個別健診受診者の初回保健指導実施時、特定保健指導利用券を確認せずに実施した場合は、受託者の責任・負担とし、市から請求額は支払われないものとする。

⑵　特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は委託者が受託者に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、市はその利用停止までの実施実績に応じた費用を受託者に支払うこととする。

⑶　特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、市は、その時点までの実施実績に応じた費用を受託者に支払うこととする。

⑷　特定保健指導の積極的支援を実施中に、業務委託契約期間が満了した場合は、市は、その時点までの実施実績に応じた費用を受託者に支払うこととする。

12　特定保健指導の実施にあたっての注意事項

特定保健指導を行う際に特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこと。

13　再委託について

⑴　受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

⑵　受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。

⑶　受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。

⑷　前号ただし書きを適用する場合、第２号の規定を準用する。

⑸　受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第２号（第４号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

⑹　再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

14　その他特記事項

⑴　準拠する法令等

本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠して行うものとする。

ア　尼崎市財務規則（尼崎市公営企業局会計規程）

イ　個人情報保護法等その他関連法令及び条例

⑵　法律の厳守等

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、委託者の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

ア　受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。

イ　受託者は、常に中立性を保持しなければならない。

ウ　受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は、利用してはならない。

⑶　権利譲渡等の禁止

受託事業者は、第三者に対し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

⑷　事故発生時の処理

委託業務の遂行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を委託者に連絡するとともに、受託者の責任において速やかに処理し、委託者は一切の責めを負わないものとする。

また、土日祝日や夜間に保健指導を行う場合には、受託事業者は緊急を要する事態が発生した際に対応できる体制を確保すること。

⑸　保健指導責任者

当該委託業務が円滑に実施できるよう、責任者を決定し、契約後委託者に書面をもって届け出ること。保健指導の責任者は、保健師又は管理栄養士とし、委託者との連絡調整を行うとともに、委託業務の品質確保に向けての業務管理や人材育成を担う者とする。

⑹　個人情報の保護

業務遂行に当たっては、「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号)」、「個人情報・データ取扱特記事項」等の関係法令等に基づき、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、必要な個人情報保護対策を講じなければならない。

ア　委託者が提供したデータ及び関係資料（以下「データ」という。）の取扱いについては適正に維持管理すること。

イ　データや直接又は間接に知り得た情報を第三者に提供しないこと。また、委託者が指定した用途以外に他の目的に利用しないこと。契約の期間が満了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

ウ　データを漏えいし、滅失し、き損し、又は改ざんしないよう、その取扱いについては細心の注意を払うとともに、委託者の事務処理に支障が生じないようにすること。データの漏えい、滅失、き損若しくは改ざん等の事故あるいは委託業務の遂行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を委託者に報告するとともに必要な措置をとること。

エ　委託者が管理しているデータの全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。

オ　データは契約期間満了後、直ちに委託者に返還すること。

⑺　業務の実施状況等の調査

委託者は、「第 4.2 版 手引き」の「４.委託　4-4 重要事項に関する規程」に示される運営等に関する基準において定めておくべき概要について受託者の公表内容等に関し詳細を確認する等、委託者が必要と認めるときは、受託者における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができるものとする。この時、受託者は当該照会に対して速やかに対応するものとする。

⑻　契約の解除

委託者は、受託者が契約に違反した場合、又は保健指導機関に関する「第 4.2 版 手引き」の「４.委託　4-4 重要事項に関する規程」に基づく公表内容等が事実と異なり、それにより委託者に大き

な影響がある場合は、契約を解除できるものとする。

⑼　仕様書等の変更

委託者は、仕様書の内容を変更する必要があると認めるときは、受託者と協議のうえ、双方が記名捺印した書面によりこれを行うことができる。

⑽　著作権等

本業務により得られた成果物に係る著作権、所有権その他の権利は委託者に帰属する。また、委託者は、成果物や関連資料等を自由に公表し、又は変更することができるものとし、受託者は、これに関して何ら異議を述べないものとする。

⑾　費用負担

受託者は、委託業務の実施に必要な人員や機材等を確保し、その他委託業務の実施に必要な経費は本仕様書に定める業務実施の範囲において受託者の負担とする。

⑿　定めのない事項等の処理

上記以外に、定めのない事項については、法令（尼崎市の条例等を含む）の定めるところによるもののほか、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

以　上

担当：保健局　健康増進担当部
健康支援推進担当　本田
連絡先：０６－６４３５－８９６７

別添1

健康診査受診結果通知表

〒

様

受診券番号
被保険者番号
生年月日
電話番号

受診時年齢
（　　歳）

		健診名																		
		受診時年齢	歳				歳				歳				歳				歳	
		受診日																		
		基準値 単位	乳び・溶血・凝集				乳び・溶血・凝集				乳び・溶血・凝集				乳び・溶血・凝集				乳び・溶血・凝集	
身体の大きさ	身長		cm																	
	体重		kg																	
	BMI		18.5～24.9																	
内臓脂肪の蓄積	腹囲		男85cm 女90cm未満																	
	内臓脂肪面積		100cm^2 未満																	
	中性脂肪 ※		空腹時 150mg/dl未満 随時 175mg/dl未満																	
	HDLコレステロール		40mg/dl以上																	
	肝機能	AST(GOT)	31U/l未満																	
		ALT(GPT)	31U/l未満																	
		γ-GT(γ-GTP)	51U/l未満																	
血管を傷つける条件	血糖	血糖	空腹時 100mg/dl未満 随時 140mg/dl未満																	
		HbA1c	5.6%未満																	
		尿糖	（－）																	
	血圧	血圧(１回目)	収縮期130mmHg未満 /拡張期85mmHg未満				/				/				/				/	
		血圧(２回目)					/				/				/				/	
		血圧(平均値)					/				/				/				/	
	尿酸		7.1mg/dl未満																	
	脂質	総コレステロール	220mg/dl未満																	
		LDLコレステロール	※2																	
		non HDLコレステロール	※3																	
		LDL-C/HDL-C 比	2.5未満																	
	CRP		0.1mg/dl未満																	
腎臓	血清クレアチニン		男1.00 女0.70mg/dl以下																	
	eGFR		60ml/分 以上																	
	尿蛋白/尿潜血		（－）/（－）																	
	尿PH																			
易血栓性・貧血等	ヘマトクリット		男38.5～48.9% 女35.5～43.9%																	
	血色素(ヘモグロビン)		男13.1～16.3g/dl 女12.1～14.5g/dl																	
	赤血球		男400～539万/mm^3 女360～489万/mm^3																	
	白血球		3100～8400個/mm^3																	
	血小板		14.5～32.9万/mm^3																	
※ 中性脂肪 令和６年度から随時を追加しています			治療中（服薬中）																	
メタボリックシンドローム判定																				
特定保健指導判定																				

家族歴	**たばこ** **飲酒量（日本酒、ビール、焼酎）**	**自覚症状**
既往歴	**食事時刻** 朝食　夕食 昼食　間食 **睡眠** 平均睡眠時間 起床時刻 就寝時刻	**診察所見**

問合せ先：健康支援推進担当（TEL06-6435-8967）

医師

別添2

尼崎市健診結果構造図

様　　歳　　No.
健診日:

内臓脂肪から始まる生活習慣病を防ごう！

治療中の疾患は□の中に「治」が入っています。結果値が基準値を超えている場合は色が付いています。
ただし基準値を超えていなくても治療中の場合は水色で表示します。

4 5 6 7 8 9
危険度

健康障害

人工透析

失明

壊死
切断

□ 慢性腎臓病
慢性
腎不全
糖尿病性腎症
遺伝(　　)既往(　　)

□ 糖尿病合併症
網膜症
神経
障害

□ 閉塞性
動脈硬化
遺伝(　　)

□ 脳卒中
くも膜下
出血
脳梗塞
脳出血
遺伝(　　)

□ 心臓病
狭心症
心筋梗塞
遺伝(　　)

認知症

血管の変化

血清クレアチニン
基準
(男 ～1.00)
(女 ～0.70)
eGFR
基準(60～)

尿蛋白
尿潜血
基準(-)

細動脈の変化
眼底検査
基準
(H0S0)
糖尿病による網膜変化
(　　)

動脈の変化
PWV(脈波伝播速度)
右　　左
基準(～1400)　cm/S
ABI(足関節/上腕血圧比)
右　　左
基準(0.9～1.3)
間歇性跛行(　有　・　無　)

頸部動脈の変化
頸動脈超音波検査
肥厚度（IMT）
右　mm　左　mm
基準(　　)
プラーク
mm
mm
mm
(　　)

冠動脈の変化など
心電図
(　　)

ＭＭＳＥ
/30点
基準(24～)

ＣＲＰ
基準値(～0.09)

血管が傷み始める

□ LDLコレステロール
基準(～　　未満)
non HDL
コレステロール
基準(～　　未満)

□ 血糖
基準
空腹時　(～99)
随 時　(～139)
HbA1c　(～5.5)
尿 糖　(－)
遺伝(　　)

□ 尿酸
基準(～ 7.0)
遺伝(　　)

□ 血圧
1回目
/
2回目
/
平 均 値
/

	収縮期		拡張期
重症	180以上	または	110以上
中等症	160～179	または	100～109
軽症	140～159	または	90～99
正常高値	130～139	または	85～89
正常	130未満	かつ	85未満
至適	120未満	かつ	80未満

遺伝(　　)

潜在的に進行

□ 中性脂肪
基準
空腹時　(～149)
随 時　(～174)

□ HDLコレステロール
(40～)

酒

□ 肝機能
基準
AST(GOT)　(～30)
ALT(GPT)　(～30)
γ－ＧＴ
(γ－ＧＴＰ)　(～50)

インスリン抵抗性　　高インスリン血症

内臓肥満

現在の体重　　Ｋｇ　身長　　ｃｍ
ＢＭＩ　体重 / (身長m)^2
基準
肥満　25　以上
普通　18.5　～ 24.9
痩せ　18.4　以下

腹囲　基準
cm未満

内臓脂肪面積　基準
100cm^{2}未満

過去の体重　20歳頃の体重　(　　)Ｋｇ
最高体重　(　　)Ｋｇ　(　　)　歳頃

筋肉
基準
筋量　(男7kg/m2以上)
　　(女5.4kg/m2以上)
握力(左)
握力(右)　(左右どちらかが
　男 26kg以上
　女 18kg以上))

標準体重　　Ｋｇ
＝(身長m)^2×２２
ＢＭＩが２２である体重

ヘマトクリット　(男 38.5 ～ 48.9)
　　(女 35.5 ～ 43.9)
赤血球　(男 400 ～ 539)
　　(女 360 ～ 489)
血色素　(男 13.1 ～ 16.3)
　　(女 12.1 ～ 14.5)
血小板　(14.5 ～ 32.9)

生活に影響が出ます

自覚症状はありません

暮らしを見つめる

職種

飲酒量（日本酒、ビール、焼酎）
酒の肴の種類

たばこ　(　　)

0時　6時　12時　18時　24時

製作・著作　尼崎市「本市の許可なく無断転載・転用を禁ずる」

別添3

脂質管理目標値

既往疾患やリスクの有無により、脂質管理目標値を設定しています。ご自身の目標値は 水色 で表示します。

歳　　No.
様　　健診日：

脂質異常症のスクリーニング

冠動脈疾患はありますか？

あり →

	脂質管理目標値	
	LDL コレステロール (mg/dl)	nonHDL コレステロール (mg/dl)
二次予防	100未満 （70未満）**	130未満 （100未満）**

なし ↓

以下のいずれかにあてはまりますか？

糖尿病	慢性腎臓病
空腹時血糖126以上	ｅＧＦＲ 60未満
随時血糖200以上	尿蛋白＋＋以上
HbA1c 6.5以上	尿蛋白＋かつ尿潜血＋

あり →

リスク3	120未満 （100未満）＊	150未満 （130未満）＊

なし ↓

①～⑥の項目のポイントを合計

①～⑥のポイント合計	#VALUE!　点

①性別	ポイント
女性	0
男性	7

②収縮期血圧	ポイント
＜120mmHg	0
120～129mmHg	1
130～139mmHg	2
140～159mmHg	3
160mmHg～	4

③糖代謝異常（糖尿病は含まない）	ポイント
なし	0
あり	1

④血清LDL-C	ポイント
＜120mg/dl	0
120～139mg/dl	1
140～159mg/dl	2
160mg/dl～	3

⑤血清HDL-C	ポイント
60mg/dl～	0
40～59mg/dl	1
＜40mg/dl	2

⑥喫煙	ポイント
なし	0
あり	2

→

年齢	①～⑥のポイント合計	管理区分
40～49歳 40歳未満にも適用	0～12	リスク1
	13以上	リスク2
	—	—
50～59歳	0～7	リスク1
	8～18	リスク2
	19以上	リスク3
60～69歳	0～1	リスク1
	2～12	リスク2
	13以上	リスク3
70～79歳 80歳以上にも適用	—	—
	0～7	リスク2
	8以上	リスク3

リスク1	160未満	190未満
リスク2	140未満	170未満
リスク3	120未満 （100未満）＊	150未満 （130未満）＊

注１：過去喫煙者は⑥喫煙はなしとする。

＊　糖尿病において、PAD(末梢動脈疾患)、細小血管症(網膜症、腎症、神経障害)合併時、または喫煙ありの場合に考慮する。

**「急性冠症候群」、「家族性高コレステロール血症」、「糖尿病」、「冠動脈疾患とアテローム血栓性脳梗塞(明らかなアテロームを伴うその他の脳梗塞を含む)」の４病態のいずれかを合併する場合に考慮する。

※アテローム血栓性脳梗塞(明らかなアテロームを伴うその他の脳梗塞を含む)の既往がある場合は「二次予防」に該当、末梢動脈疾患の既往がある場合は「リスク３」に該当する。

別添4

心電図及び眼底検査 健診結果通知表

〒660-0052
七松町１丁目３－１－５０２　フェスタ立花南館５Ｆ

テスト　太郎　　様　男

受診券整理番号
被保険者証等番号　9999999
生年月日　昭和31年03月02日　64 歳
電話番号　0664358967

１眼底検査	R1.6.26	年齢	64 歳	これまでの結果			
				H25.7.16			
	進行度			58 歳			
高血圧性変化(Ｈ)	0 異常なし / 1 動脈狭細 / 2 動脈口径不同 / 3 出血・白斑 / 4 乳頭浮腫			1			
動脈硬化性変化(Ｓ) 反射昂進	0 異常なし / 1 軽度 / 2 著明 / 3 銅線動脈 / 4 銀線動脈			0			
交差現象	異常なし / 軽度 / 著明 / 高度						
糖尿病性網膜症	異常なし / 単純網膜症：毛細血管がもろくなって、点状出血が生じたり、硬性白斑ができる。自覚症状はない。 / 増殖前網膜症：軟性白斑ができる。自覚症状はないことが多いが、むくみなどが黄斑部に及ぶと視力が低下することがある。 / 増殖網膜症：新生血管ができる。硝子体出血が起こると視力が低下し、網膜はく離を起こすと失明することもある。			異常なし			
その他所見							
判定結果　正常範囲内				経過観察			

健診機関名
医師名

参考

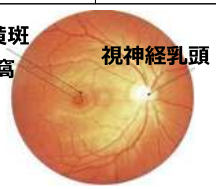

「黄斑」：網膜の中心にあって、光の色に反応する細胞がならんでいる。色を分けたり、文字を読んだり視力の最も大切なところ。
「中心窩」：黄斑の中心部。視力の最も敏感なところ。
「視神経乳頭」：視神経が集まっているところ。

２心電図検査	R1.6.26	年齢	64 歳	H25.7.16			
				58 歳			
心電図所見 正常				正常			
判定結果　正常範囲内				正常範囲内			

健診機関名
医師名

血液を全身に送るポンプの役割が心臓です。心電図検査では、ポンプを収縮させる電気信号の発生や電気刺激の伝わり方などを調べます。

- 電気信号の伝わり方に問題がある場合
  →「不整脈」「脚ブロック」「期外収縮」など
- 心筋の血液不足等で電気の伝わり方に問題が出る場合
  →「ST-T変化」「異常Q波」「陰性T波」など
- 高血圧による心筋の肥厚　→　「左室肥大」などが考えられます。

お問合せ　健康支援推進担当（TEL6435-8967）

別添5

特定保健指導支援計画及び実施報告書

1 保健指導対象者名　利用券番号

2 保険者名　保険者番号

3 保健指導機関名（番号）・保健指導責任者名

総轄保健指導機関名　保健指導機関番号

保健指導責任者名（職種）

（　　）

4 保健指導区分

	動機付け支援
	積極的支援
	動機付け支援相当

5 保健指導コース名

6 健診実施年月日

7 継続的支援期間

支援予定期間	週	
開始（初回面接実施）年月日		
終了年月日		週

8 初回面接の支援形態・実施する者の職種

	実績
支援形態	個別支援（対面）・個別支援(遠隔)・グループ支援（対面）・グループ支援(遠隔)
実施者の氏名	
実施者の職種	医師・保健師・管理栄養士・その他

9 継続的な支援の支援形態・ポイント（計画）

支援形態	回数(回)	実施時間(分)	ポイント(p)
個別支援（対面）			
個別支援(遠隔)			
グループ支援（対面）			
グループ支援(遠隔)			
電話			
電子メール等			
合計			

10 実施体制表

	個別支援（対面）	個別支援（遠隔）	グループ支援（対面）	グループ支援（遠隔）	電話	電子メール等

11 保健指導の評価

1）中間評価

	実施年月日	支援形態	実施者の氏名	実施者の職種
計画				
実施				

2）行動計画の実績評価

	実施年月日	支援形態	実施者の氏名	実施者の職種
計画				
実施				

12 行動目標・行動計画

設定日時	年　月　日	年　月　日（中間評価）	年　月　日
（設定した目標）			
腹囲	cm（　cm減）	cm（　cm減）	cm（　cm減）
体重	kg（　kg減）	kg（　kg減）	kg（　kg減）
収縮期血圧	mmHg	mmHg	mmHg
拡張期血圧	mmHg	mmHg	mmHg
一日の削減目標エネルギー量	kcal	kcal	kcal
一日の運動による目標エネルギー量	kcal	kcal	kcal
一日の食事による目標エネルギー量	kcal	kcal	kcal
行動目標（食習慣の改善）			
行動目標（運動習慣の改善）			
行動目標（喫煙習慣の改善）			
行動目標（休養習慣の改善）			
行動目標（その他の生活習慣の改善）			
（設定した計画）			
腹囲・体重	計画なし・1cm・1kg・2cm・2kg	未達成・1cm・1kg・2cm・2kg	未達成・1cm・1kg・2cm・2kg
行動計画（食習慣の改善）	計画あり・計画なし（　）	未達成・達成・目標なし	未達成・達成・目標なし
行動計画（運動習慣の改善）	計画あり・計画なし（　）	未達成・達成・目標なし	未達成・達成・目標なし
行動目標（喫煙習慣の改善）	計画あり・計画なし（　）	禁煙未達成・禁煙達成・非喫煙・禁煙目標なし	禁煙未達成・禁煙達成・非喫煙・禁煙目標なし
行動計画（休養習慣の改善）	計画あり・計画なし（　）	未達成・達成・目標なし	未達成・達成・目標なし
行動計画（その他の生活習慣の改善）	計画あり・計画なし（　）	未達成・達成・目標なし	未達成・達成・目標なし
（変更理由）			
計画上のポイント（アウトカム評価の合計）	p	p	p

13 保健指導の実施状況

1) 初回面接による支援

	機関名 （機関番号）	職種 （実施者名）	実施年月日	実施時間	腹囲	体重	収縮期血圧	拡張期血圧	保健指導実施内容
初回	（　　）	□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他 （　　）			cm	kg	mmHg	mmHg	
			行動変容ステージ						
			□意思なし　□意思あり（6か月以内）　□意思あり（近いうち） □取得清み（6か月未満）　□所得済み（6か月以上）						

2) 継続的な支援（プロセス評価）

	機関名 （機関番号）	職種 （実施者名）	実施年月日	腹囲	体重	収縮期血圧	拡張期血圧	生活習慣の改善状況	支援形態	支援ポイント	累計ポイント	コメント （任意）
2回目 □中間 □終了 □実績	（　　）	□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他 （　　）		cm （　cm減）	kg （　kg減）	mmHg	mmHg	□腹囲・体重の改善 □食習慣の改善 □運動習慣の改善 □喫煙習慣の改善 □休養習慣の改善 □その他の生活習慣の改善	個別支援（対面）（　分） 個別支援（遠隔）（　分） グループ支援（対面）（　分） グループ支援（遠隔）（　分） 電話（　分） 電子メール等（　往復）			
3回目 □中間 □終了 □実績	（　　）	□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他 （　　）		cm （　cm減）	kg （　kg減）	mmHg	mmHg	□腹囲・体重の改善 □食習慣の改善 □運動習慣の改善 □喫煙習慣の改善 □休養習慣の改善 □その他の生活習慣の改善	個別支援（対面）（　分） 個別支援（遠隔）（　分） グループ支援（対面）（　分） グループ支援（遠隔）（　分） 電話（　分） 電子メール等（　往復）			
4回目 □中間 □終了 □実績	（　　）	□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他 （　　）		cm （　cm減）	kg （　kg減）	mmHg	mmHg	□腹囲・体重の改善 □食習慣の改善 □運動習慣の改善 □喫煙習慣の改善 □休養習慣の改善 □その他の生活習慣の改善	個別支援（対面）（　分） 個別支援（遠隔）（　分） グループ支援（対面）（　分） グループ支援（遠隔）（　分） 電話（　分） 電子メール等（　往復）			
5回目 □中間 □終了 □実績	（　　）	□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他 （　　）		cm （　cm減）	kg （　kg減）	mmHg	mmHg	□腹囲・体重の改善 □食習慣の改善 □運動習慣の改善 □喫煙習慣の改善 □休養習慣の改善 □その他の生活習慣の改善	個別支援（対面）（　分） 個別支援（遠隔）（　分） グループ支援（対面）（　分） グループ支援（遠隔）（　分） 電話（　分） 電子メール等（　往復）			
6回目 □中間 □終了 □実績	（　　）	□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他 （　　）		cm （　cm減）	kg （　kg減）	mmHg	mmHg	□腹囲・体重の改善 □食習慣の改善 □運動習慣の改善 □喫煙習慣の改善 □休養習慣の改善 □その他の生活習慣の改善	個別支援（対面）（　分） 個別支援（遠隔）（　分） グループ支援（対面）（　分） グループ支援（遠隔）（　分） 電話（　分） 電子メール等（　往復）			
7回目 □中間 □終了 □実績	（　　）	□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他 （　　）		cm （　cm減）	kg （　kg減）	mmHg	mmHg	□腹囲・体重の改善 □食習慣の改善 □運動習慣の改善 □喫煙習慣の改善 □休養習慣の改善 □その他の生活習慣の改善	個別支援（対面）（　分） 個別支援（遠隔）（　分） グループ支援（対面）（　分） グループ支援（遠隔）（　分） 電話（　分） 電子メール等（　往復）			

14 行動計画の実績評価（アウトカム評価）（腹囲、体重は必須。）

	機関名 （機関番号）	職種 （実施者名）	実施年月日	腹囲	体重	収縮期血圧	拡張期血圧	指導の種類と改善		支援形態	ポイント （合計）
実績評価	（　　）	□医師 □保健師 □管理栄養士 □その他 （　　）		cm （　cm減）	kg （　kg減）	mmHg	mmHg	腹囲・体重の改善	未達成・ 1cm・1kg　・　2cm・2kg	個別支援（対面）（　分）	
								食習慣の改善	未達成・達成・目標なし	個別支援（遠隔）（　分）	
								運動習慣の改善	未達成・達成・目標なし	グループ支援（対面）（　分）	
								喫煙習慣の改善	禁煙未達成・禁煙達成・ 非喫煙・禁煙目標なし	グループ支援（遠隔）（　分）	
								休養習慣の改善	未達成・達成・目標なし	電話（　分）	
								その他の生活習慣の改善	未達成・達成・目標なし	電子メール等（　往復）	
	コメント（任意）										

15 評価合計ポイント（プロセス評価+アウトカム評価）

プロセス評価		アウトカム評価	合計
初回面接	継続的な支援	実績評価	

別表

特定保健指導業務　報告･支払い要件

特定保健指導	報告時期	請求・支払対象	支払額
動機付け支援	初回面接による支援終了後	面接による支援	契約額の8/10
	実績評価終了後	実績評価	契約額の2/10
	面接による支援から実績評価までの間に脱落したとき又は、面接による支援から実績評価までの間に資格喪失したとき		
積極的支援	初回面接による支援終了後	面接による支援	契約額の4/10
	実績評価終了後	3か月以上の継続的な支援	契約額の5/10
		実績評価	契約額の1/10
	継続的な支援実施中に脱落したとき 継続的な支援実施中に資格喪失したとき	継続的な支援	契約額の5/10に180ポイントを母数としたときの、実施済みポイント数の割合を乗じた金額

※　特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。